

表1 1日1回行う検査

番号	検査項目名	評価基準
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	異常な臭味	異常なし
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上

表2. 水質基準項目

番号	検査項目名	基本検査頻度	基準値	検査回数の減	省略の可否
1	一般細菌	1回/月	100個/ml	×	×
2	大腸菌	1回/月	不検出		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	0.003	注1	注2
4	水銀及びその化合物	1回/3月	0.0005		
5	セレン及びその化合物	1回/3月	0.01		
6	鉛及びその化合物	1回/3月	0.01		
7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	0.01		
8	六価クロム化合物	1回/3月	0.05		
9	亜硝酸態窒素	1回/3月	0.04		
10	シアン化物及び塩化シアン	1回/3月	0.01		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	10	注1	注2
12	フッ素及びその化合物	1回/3月	0.8		
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	1.0		
14	四塩化炭素	1回/3月	0.002		
15	1,4-ジオキサン	1回/3月	0.05		
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	0.04		
17	ジクロロメタン	1回/3月	0.02		
18	テトラクロロエチレン	1回/3月	0.01		
19	トリクロロエチレン	1回/3月	0.01		
20	ベンゼン	1回/3月	0.01		
21	塩素酸	1回/3月	0.6	×	×
22	クロロ酢酸	1回/3月	0.02		
23	クロロホルム	1回/3月	0.06		
24	ジクロロ酢酸	1回/3月	0.03		
25	ジブロモクロロメタン	1回/3月	0.1		
26	臭素酸	1回/3月	0.01		
27	総トリハロメタン	1回/3月	0.1		
28	トリクロロ酢酸	1回/3月	0.03		
29	ブロモジクロロメタン	1回/3月	0.03		
30	ブロモホルム	1回/3月	0.09		
31	ホルムアルデヒド	1回/3月	0.08		
32	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1.0	注1	注2
33	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	0.2		
34	鉄及びその化合物	1回/3月	0.3		
35	銅及びその化合物	1回/3月	1.0		
36	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	200		
37	マンガン及びその化合物	1回/3月	0.05		
38	塩化物イオン	1回/月	200	×	×
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	300	注1	注2
40	蒸発残留物	1回/3月	500		
41	陰イオン界面活性剤	1回/3月	0.2	×	注3
42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001		
43	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001	注1	注2
44	非イオン界面活性剤	1回/3月	0.02		
45	フェノール類	1回/3月	0.005		
46	有機物	1回/月	3	×	×
47	pH値	1回/月	5.8~8.6		
48	味	1回/月	異常でない		
49	臭気	1回/月	異常でない		
50	色度	1回/月	5		
51	濁度	1回/月	2		

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水ならびに水源及びその状況または、その状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水ならびに水源及びその状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。